

白石町育英資金貸付ガイド

白石町教育委員会

白石町育英資金貸付の目的

自学心に富み有能な素質を持ちながら経済的理由から修学が困難な者に対し、学資金の貸付を行い、人材の育成を目的としています。

貸付を受ける資格

- 1 生計維持者（父母等）が町内に居住していること
- 2 大学（短大・大学院含む）、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程）に在学していること
- 3 心身が健全で、学力が優れていること（出身校からの「推薦調書」（成績証明書）で判断）
- 4 学資の支弁が困難であると認められること（「所得証明書」で判断）

※3・4については町で定めた基準で判定します。

※成績基準

- ・大学進学者（専修学校等含む）…最終学年時の学習成績について全履修教科の平均評定値が **3.0 以上**の方を基本とします。満たない場合でも進学の意思や推薦者の評価等で考慮される場合があります。
- ・大学進学者（専修学校等含む）について、「高等学校卒業程度認定試験」に認定されたものについては、貸付可能とし選考を行います。申し込みの際は係まで相談ください。
- ・高等学校進学者…成績基準はありません。

貸付の概要と返還例

学 校 区 分	貸 付 年 額	貸 付 期 間 (※注1)	貸 付 総 額 (※注1)	最長返還期間 (※注2)	年間の返還目安額 (※注3)
大 学	360,000 円	4 年	1,440,000 円	10 年	144,000 円
短 期 大 学 大 学 院		2 年	720,000 円		72,000 円
高 等 学 校	180,000 円	3 年	540,000 円		54,000 円
高等専門学校 専 修 学 校		2 年	360,000 円		36,000 円

(注1)「貸付期間」「貸付総額」は正規の修学期間、貸付開始学年によって異なります。

(注2) 卒業後1年後より償還を開始し、繰上償還も可能です。

(注3)「年間の返還目安額」は、最長返還期間(10年)で返還計画を立てた場合の1年間の償還額です。

○貸付期間

在学する学校の正規の修学期間（辞退、退学等の場合にはその月まで）

※休学したときは、その期間中貸付を停止します。

○貸付方法

学生本人名義の金融機関口座に半年ごと（6月、12月）に振込みます。

○利子について

無利子です。但し返還期間を経過した場合は、年10.95%の延滞利息を徴収することがあります。

○他の貸付金との併用可能です

所得の基準額

○基準額表

区 分		基 準 額
世帯人数	2 人	3 1 8 万円
	3 人	4 0 6 万円
	4 人	5 0 2 万円
	5 人	6 1 0 万円
	6 人	7 1 2 万円

所得に関する証明書等に基づき、前年 1 年間の総所得金額から特別控除額を引いた金額と基準額を比較して判定します。

【特別控除の例】世帯に就学者（義務教育を除く）がいる場合は、生徒・学生 1 人につき学校の区分により 28 万～288 万の控除があります。その他、母子・父子世帯、障がい等があります。詳しいことについては、係までお問い合わせください。

申込から貸付まで

①	申 込	書 類 の 提 出	教育委員会学校教育課で受け付けます。 <u>「育英学生願書」「育英学生推薦調書」及び「生計維持者分（父母の分等）の所得証明書及び納税証明書」を提出していただきます。</u> ※願書及び推薦調書様式は学校教育課又は町HPより取得できます。 ※推薦調書は、出身学校での記入となります。学業成績欄は直接記入又は学校独自の成績証明書添付でも構いませんが、人物所見欄は記入必須です。 ※所得証明書及び納税証明書は役場税務課で取得できます。
		申 込 期 間	3 月 1 日～4 月 1 5 日 ※曜日により前後することがあります。



②	候 補 者 選 考	選 考 の 基 準	候補者の学力、世帯の所得状況等を選考の基準とします。
		結 果 の 通 知	育英学生候補者選考委員会を経て、5 月中旬までに通知を送付します。



③	貸 付 手 続	書 類 の 提 出	<u>「育英資金借用証書」「誓約書」「振込口座申請書」「在学証明書」「印鑑登録証明書（連帯保証人 2 名分）」を提出していただきます。</u> ※連帯保証人は、生計維持者代表 1 名及び 3 親等以内で別生計を営む方 1 名とします。 ※各様式の本人欄は必ず本人自署といたします。



④	貸 付 開 始	口 座 振 込	学生本人名義の金融機関口座に半年ごと（6 月、12 月）に振込みます。
---	---------	---------	-------------------------------------

返還について

育英資金の貸付が終了すると、返還の義務が生じます。返還金は次の世代の育英学生への貸付金として運用する重要なものです。

- 1 貸付終了後、1年間の据置期間経過後に返還が始まります。
- 2 据置期間終了にあたり、償還計画の協議を行います。
- 3 返還方法は、口座引落又は納付書による、年賦（年1回払い）又は半年賦（年2回払い）です。
- 4 次のような場合には、本人からの申出により返還を猶予することができます。
 - ・大学等に在学しているとき
 - ・災害や傷病などのやむを得ない事由によって返還が著しく困難な場合※大学進学等により自動的に返還が猶予されるものではありませんのでご注意ください。
- 5 次のような場合には、本人又は親権者からの申出により返還を免除することができます。
 - ・死亡したとき
 - ・重度の心身障害のために返還不能と認められる場合
 - ・その他やむを得ない事由により返還不能と認められる場合

白石町育英資金貸付金のお問い合わせ

白石町教育委員会 学校教育課 教育総務係

☎ 0952-84-7128（直通）

HP <http://www.town.shiroishi.lg.jp/>

類似制度の案内

貸付対象、条件等詳しいことについては、各機関へお問い合わせください。

○日本学生支援機構（高等学校・専修学校高等課程は対象外）

在学校または日本学生支援機構 ☎0570-666-301

○佐賀県育英資金（高校等育英資金）

在学校または佐賀県教育庁教育総務課 ☎0952-25-7148

○交通遺児育英会

公益財団法人 交通遺児育英会奨学課 ☎0120-521-286

○あしなが育英会

あしなが育英会奨学課 ☎0120-778-565

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

役場保健福祉課福祉係 ☎0952-84-7116

杵藤保健福祉事務所福祉支援課 ☎0954-23-3174

○国の教育ローン

教育ローンコールセンター ☎0570-008656